

陳情第29号	受理年月日	平成29年4月17日
付託委員会	建設建築委員会	
陳情者	門司区上藤松二丁目11-1 軸丸 智裕	
件名	北九州市自転車の放置の防止に関する条例の一部改正について	
要旨	<p>現在の自転車の放置の防止に関する条例の規定では、自転車の所有者がその自転車について防犯登録を受けることは努力義務とされているが、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律では、罰則規定はないものの、第12条第3項の規定により防犯登録は市内では義務づけられていることから、条例について規定の修正が必要であると考えられる。</p> <p>ただし、防犯登録が必須であっても、自転車を私人間でやりとりし、すぐに登録できない状況もあると思われるため、防犯登録がなされるまでの間、自己の住所及び氏名又は名称の明記を暫定的に認めることとした。なお、現行はこちらを優先しているが、法令上防犯登録が義務化されており、防犯登録では氏名などを第三者に知られる可能性が少ないことから、防犯登録のほうがプライバシーに配慮でき、粗暴犯に対しては合理性があると思われることから、防犯登録を優先させることがよいと判断できる。</p> <p>については、北九州市自転車の放置の防止に関する条例第4条第2項を次のとおり改正していただきたい。</p> <p>2 自転車の所有者は、当該自転車の見やすい位置に次のことを行わなければならない。</p> <p>(1) 防犯登録を受けた後、防犯登録を受けたことを示す適切な表示をすること。</p> <p>(2) (1) がまだなされていない場合においては、自己の住所及び氏名又は名称の明記をすること。</p>	